

令和6年能登半島地震で被災された方々への義援金の受付期間を  
延長します【令和9年3月31日まで】

新潟県、日本赤十字社新潟県支部及び新潟県共同募金会では、令和6年能登半島地震により被災された方々に対するお見舞いとして寄せられる義援金を受け付けています。

既に多くの義援金をお寄せいただいているところですが、現在も支援のお申し出やお問い合わせをいただいていることから、下記のとおり受付期間を延長します。

記

1 受付期間

令和9年3月31日（水）まで

（現在の受付期間：令和6年1月9日（火）～令和7年12月26日（金））

2 義援金受付方法

口座振込 別紙のとおり

3 税法上の措置

- 所得税法について  
所得税法第78条第2項第1号の規定に基づく寄附金控除の対象となります。
- 法人税法について  
法人税法第37条第3項第1号の規定に基づく損金として扱われます。
- 個人の住民税について  
地方税法第37条の2第1項第1号及び同法第314条の7第1項第1号の規定に基づく寄附金控除額の対象となります。

お問い合わせ先

新潟県 出納局管理課決算・資金係 北村

電話 025-280-5484

FAX 025-284-2772

E-mail [ngt190010@pref.niigata.lg.jp](mailto:ngt190010@pref.niigata.lg.jp)

日本赤十字社新潟県支部 組織振興課 田中

電話 025-231-3121

新潟県共同募金会 担当 藤田

電話 025-281-5532

## 義援金取扱口座

受付機関	金融機関	口座番号	口座名義
新潟県	第四北越銀行県庁支店	(普通)5021841	新潟県災害対策本部
	大光銀行新潟支店	(普通)3570321	
	ゆうちょ銀行	00190-7-588900	
	新潟県労働金庫新潟南支店	(普通)5763242	
日本赤十字社	第四北越銀行白山支店	(普通)5050125	日本赤十字社新潟県支部
	ゆうちょ銀行(※)	00150-7-325411	日赤令和6年能登半島地震災害義援金
共同募金会	第四北越銀行白山支店	(普通)1590791	社会福祉法人新潟県共同募金会
	大光銀行新潟支店	(普通)3043002	
	ゆうちょ銀行	00130-0-515716	新潟県共募能登半島地震災害義援金

※ 日本赤十字社が開設するゆうちょ銀行の口座については、全国の被災者支援に対応しています。

## 【振込手数料】

- ・ 全国のゆうちょ銀行の本支店窓口からの振込手数料は無料です。
- ・ 第四北越銀行、大光銀行は全国銀行協会及び全国地方銀行協会の加盟金融機関の窓口からの振込手数料は無料です。  
(いずれの場合も、ATM・ネットバンキング等からの振込については、手数料がかかります。)
- ・ 新潟県受付口座への新潟県労働金庫の本支店間におけるインターネットバンキングおよび窓口での振込手数料は無料です。(ATM等からの振込については、手数料がかかります。)